

青森県報

第三千四百七十六号

平成二十三年
十二月十二日
(月曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課)	一
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……………	(障害福祉課)	一
障害福祉サービス事業者の指定……………	(同)	一
家畜伝染病の発生……………	(畜産課)	二
区域内特定養殖業者の特定養殖共済加入義務の発生……………	(水産振興課)	二
青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………	(会計管理課)	三
漁船保険付保義務の発生……………	(西北地域県民局)	三
公 告		
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………	(県民生生活文化課)	三
右 同……………	(同)	四
海区漁業調整委員会		
会長及び会長代理就任の公示(東部海区)……………	(事務局)	四

告 示

青森県告示第九百二十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第一号の規定に

より告示する。

平成二十三年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
サカエ薬局鍛冶町 アイン薬局三沢店	弘前市大字鍛冶町一六の二 三沢市大字三沢字堀口一六四の二八九	平成三〇・三 "

青森県告示第九百二十六号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十三年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
ひまわり薬局田町店	五所川原市田町四の一	平成三三・一

青森県告示第九百二十七号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十三年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社 チイ学館 二	株式会社 チイ学館 二	株式会社 チイ学館 二	株式会社 まごころ ま	医療法人 弘愛会 弘	医療法人 弘愛会 弘	医療法人 弘愛会 弘	社会福祉 法人 抱民舎 法	特定非営 利活動法 人 研究 会	特定非営 利活動法 人 研究 会	名 称	指定障害 福祉サー ビス業 者	
目九 神田 東京 駿河台 二丁目 千代田 区	目九 神田 東京 駿河台 二丁目 千代田 区	目九 神田 東京 駿河台 二丁目 千代田 区	目九 稲美 五所川 原市大 字四九 九	三丁目 弘前市 大字宮 川四	三丁目 弘前市 大字宮 川四	三丁目 弘前市 大字宮 川四	三丁目 弘前市 大字高 屋三五 の	町三七 弘前市 大字笹 森二一	八東三 弘前市 大字松 原三三 の一	主たる 事務所 の地		
同行 援護	同行 援護	同行 援護	同行 援護	同行 援護	同行 援護	同行 援護	同行 援護	同行 援護	就労 継続 支援 B型	障害 福祉 サー ビス の種 類		
が セン ター つ ア	和 セン ター 十 ア	沢 セン ター 三 ア	介 護サ ービ スマ ごこ ろ	訪 問シ ョウ ン	業 所 温 泉	あ い 藤 崎	ケ ア ス テ ー 	の 業 所 ひ か り	家 所 つ く し の 業	就 労 継 続 支 援 B 型 事 業	名 称	障害 福祉 サー ビス を行 う 所
楽 町三 一の 二	中 和 十 和田 市第 一田 階	目 八の 三	七 八の 一七	町三 弘前市 大字八 幡一	宅四 弘前市 大字旭 ヶ丘二 六の二 住	二一 南津 軽郡藤 崎町 大字藤 崎字館 岡	三三 弘前市 大字高 屋三五 の	字平 弘前市 大字駒 越二の 三	八東三 弘前市 大字松 原三三 の一	所 在 地		
"	"	"	"	"	"	"	"	"	平成 三三・三 一	指 定 年 月 日		

社会福祉 法人 東北赤 松 福社 会	社会福祉 法人 拓心 会	社会福祉 法人 深浦 町協 議 会	上北郡 東北 町 往 来 ノ 下 三 四 の 三	就労 継続 支援 A 型	指定 就労 継続 支援 A 型	社会福祉 法人 深浦 町協 議 会	西津 軽郡 深浦 町 大字 深浦 字中 沢 三 四の 一	同行 援護	社会福祉 法人 深浦 町協 議 会	西津 軽郡 深浦 町 大字 深浦 字中 沢 三 四の 一	"
社会福祉 法人 東北赤 松 福社 会	社会福祉 法人 拓心 会	社会福祉 法人 深浦 町協 議 会	上北郡 東北 町 往 来 ノ 下 三 四 の 三	就労 継続 支援 A 型	指定 就労 継続 支援 A 型	社会福祉 法人 深浦 町協 議 会	西津 軽郡 深浦 町 大字 深浦 字中 沢 三 四の 一	同行 援護	社会福祉 法人 深浦 町協 議 会	西津 軽郡 深浦 町 大字 深浦 字中 沢 三 四の 一	"
社会福祉 法人 東北赤 松 福社 会	社会福祉 法人 拓心 会	社会福祉 法人 深浦 町協 議 会	上北郡 東北 町 往 来 ノ 下 三 四 の 三	就労 継続 支援 A 型	指定 就労 継続 支援 A 型	社会福祉 法人 深浦 町協 議 会	西津 軽郡 深浦 町 大字 深浦 字中 沢 三 四の 一	同行 援護	社会福祉 法人 深浦 町協 議 会	西津 軽郡 深浦 町 大字 深浦 字中 沢 三 四の 一	"

青森県告示第九百二十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染 病の種 類	家畜の 種 類	患者、 疑 似	頭 数	発 生 の 場 所 又 は 区 域	発 生 日 月
ヨ一 ネ 病	牛	患 畜	一	十 和 田 市	平 成 三 三・一 一・八
ヨ一 ネ 病	牛	患 畜	二	十 和 田 市	平 成 三 三・一 一・四
ヨ一 ネ 病	牛	患 畜	一	十 和 田 市	平 成 三 三・一 一・四

青森県告示第九百二十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第二百二十五条の六第一項の規定により次の発起人が求めた次の加入区に係る区域内特定養殖業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第三項において準用する同法第二百五条の二第

四項の規定により公示する。

平成二十三年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	加入区の名称
東津軽郡平内町大字口広字口広沢一〇の一 阿 部 市 範 東津軽郡平内町大字狩場沢字檜沢三一 船 橋 正 一	平内町第六加入区

青森県告示第九百三十号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

八戸支店南郷出張所

八戸市南郷区大字市野沢

を削る。

青森県告示第九百三十一号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十三年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名

加入区の名称

つがる市富港町清水二六番地	松野 昭一	車力
つがる市富港町屏風山一番地八五七	秋田 浩一	
つがる市牛瀉町鷲野沢二九番地三 四	尾野 明彦	
西津軽郡鰯ヶ沢町大字赤石町字家岸五七番地四	石岡 清美	赤石水産
西津軽郡鰯ヶ沢町大字姥袋町字大磯三三番地一	今 弘 樹	
西津軽郡鰯ヶ沢町大字姥袋町字大磯二五番地一	今 郁二 行	

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十三年十一月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人結

三 代表者の氏名

山本 由紀子

四 主たる事務所の所在地

平川市原田村元一〇四

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して、福祉サービスに関する事業を行い、障がいのある人たちが、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年十二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十三年十一月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ありんこ

三 代表者の氏名

一戸 由佳

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字青山三丁目一四の五

五 定款に記載された目的

この法人は地域における肢体不自由児童生徒及び、その他の障害児童生徒の放課後等デイサービス、福祉有償運送事業、病児保育事業、並びに障害児者の福祉に関する啓蒙活動等を通して、障害を持つ児童生徒とその保護者や家族が安心して生活し、働くことができる環境を提供し、福祉社会に貢献することを主目的とする。

海区漁業調整委員会

青森県東部海区漁業調整委員会公示第一号

平成二十三年十二月二日付けで会長及び会長代理委員が互選されたので、青森県海

青森県東部海区漁業調整委員会 公示第一号
区漁業調整委員会規程（昭和三十九年七月
青森県西部海区漁業調整委員会
第二条第五項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年十二月十二日

青森県東部海区漁業調整委員会

会 長 富 田 由 廣

職 名	氏 名	住 所
会 長	富田 由廣	三沢市鹿中一丁目一四五の七一
会 長 代 理	上野 徳光	上北郡六ヶ所村大字泊字焼山五〇八の二

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭